

富士通 ID ベース認証 TLS ライブラリ (IEEE 1888 版) version 1.0 使用許諾条件

富士通 ID ベース認証 TLS ライブラリ (IEEE 1888 版) version 1.0 (以下、本ソフトウェアという) は富士通株式会社及び株式会社富士通研究所の著作物です。

Copyright 2016 Fujitsu Limited & Fujitsu Laboratories Limited.

以下の条件を満たす限りにおいて、使用および再頒布を許可します。

- 1. 使用許諾の範囲。** 富士通株式会社と株式会社富士通研究所は、東大グリーン ICT プロジェクト (以下、GUTP という) のメンバーに対してのみ、本ソフトウェアの複製及び使用を許諾します。すなわち、本ソフトウェアの使用者 (以下、使用被許諾者という) は、国立大学法人東京大学と「東大グリーン ICT プロジェクトに関する協定書 (覚書)」を取り交わしている状態である必要があります。ただし、GUTP メンバーにとって技術移転などの業務に不可欠な関係にある承認 TLO 及び GUTP メンバーが直接又は間接的に議決権の過半数を保有する子会社に対しても、富士通株式会社及び株式会社富士通研究所は、本ソフトウェアの使用を許諾し、使用被許諾者とみなします。使用被許諾者が GUTP から退会、除名、又は GUTP の解散などの事由により GUTP メンバーでなくなった場合、使用被許諾者は、すみやかに本ソフトウェアを消去し、かつ、使用被許諾者が関係する承認 TLO 又は使用被許諾者の子会社のうち使用被許諾者とみなされたものに対し本ソフトウェアを消去させるものとし、富士通株式会社及び株式会社富士通研究所の事前の許可を得ずに本ソフトウェアを継続して使用することはできません。
- 2. 改変の禁止。** 富士通株式会社及び株式会社富士通研究所から事前の許可を得ずに、本ソフトウェアを改変してはなりません。使用被許諾者が富士通株式会社及び株式会社富士通研究所から許可を得て本ソフトウェアの改変を行った場合の改変部分の権利の帰属については、改変を行った使用被許諾者と富士通株式会社及び株式会社富士通研究所との間で別途取り決めるものとし、
- 3. 再頒布の制限。** 本ソフトウェアは、富士通株式会社と株式会社富士通研究所の著作物です。本ソフトウェアを開示・再頒布することを禁止します。ただし、1 項の使用許諾範囲での使用を推進するため、本ソフトウェアを販売する目的での開示及び再頒布を除き、下記の条件を満たす範囲で、他の使用被許諾者への開示及び再頒布 (本ソフトウェアを使用した製品の開示・再頒布を含む) を許可します。
 - 3.1.** ソースコード形式で開示・再頒布する場合は、上記の著作権表示とこの使用許諾条件書を必ず含めてください。
 - 3.2.** バイナリ形式で開示・再頒布する場合は、上記の著作権表示とこの使用許諾条件書を、

本ソフトウェアとともに提供するドキュメントやその他の資料に必ず含めてください。

3.3. 本ソフトウェアを使用した製品を他の使用被許諾者へ提供する場合は、当該製品または当該製品とともに提供するドキュメントやその他の資料に、次の文言を含めてください。

「この製品には株式会社富士通研究所が開発したソフトウェアが含まれています」

4. **使用の制限。** 富士通株式会社及び株式会社富士通研究所から事前の許可を得ずに、本ソフトウェアを販売する目的で本ソフトウェアを使用してはなりません。また、富士通株式会社及び株式会社富士通研究所から事前の許可を得ずに、本ソフトウェアを使用した製品名の一部として「富士通 ID ベース認証 TLS ライブラリ (IEEE 1888 版) version 1.0」あるいは「富士通」を使用してはなりません。許可を求める方は、gutp-id-tls@ml.labs.fujitsu.com に連絡してください。

5. **公表時の言及の義務。** 本ソフトウェアの使用について公表する場合は、富士通株式会社又は株式会社富士通研究所から事前に公表の許可を得たうえで、公表する媒体に次の文言を含めてください。

「株式会社富士通研究所が開発したソフトウェアを使用しています。」

6. **保証、責任およびサポートの限定。** 本ソフトウェアは「現状のまま」提供されるものとし、明示黙示を問わず、商業的な使用可能性、特定の目的に適合すること又は第三者のいかなる権利をも侵害しないものであることの保証を含め、何の保証もなされません。事由のいかんを問わず、損害発生の原因のいかんを問わず、かつ、責任の根拠が契約であるか厳格責任であるか（過失その他）不法行為であるかを問わず、富士通株式会社及び株式会社富士通研究所は、仮にそのような損害が発生する可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用から発生した直接損害、間接損害、偶発的な損害、特別損害、懲罰的損害または結果損害のいずれに対しても（代替品またはサービスの提供、使用機会、データまたは利益の損失の補償、または業務の中断に対する補償を含め）責任を一切負いません。また、富士通株式会社及び株式会社富士通研究所は、使用被許諾者に対し本ソフトウェアに関するサポートを行う義務を一切負わないものとします。

7. **裁判管轄、準拠法。** この使用許諾書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。この使用許諾書は、日本国の法律に準拠して解釈するものとします。

以上